

事務連絡  
令和5年2月15日

居宅介護支援事業所 各位

八幡市健康福祉部高齢介護課

### 特定事業所集中減算届出書の提出について

平素は介護保険サービスの提供にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、特定事業所集中減算の届出につきまして、指定先の市町村に提出が必要となっております。

つきましては、国の解釈通知、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 提出書類

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書（様式1）  
正当な理由に関する説明書（様式2）  
その他必要な添付書類

#### 2. 適用期間

	判定期間	減算適用期間	届出期限
前期	3月1日～8月末日	10月1日～3月末日	9月15日 (閉庁日の場合は翌開庁日)
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月末日	3月15日 (閉庁日の場合は翌開庁日)

#### 3. 提出先

八幡市役所健康福祉部高齢介護課

#### 4. 提出方法

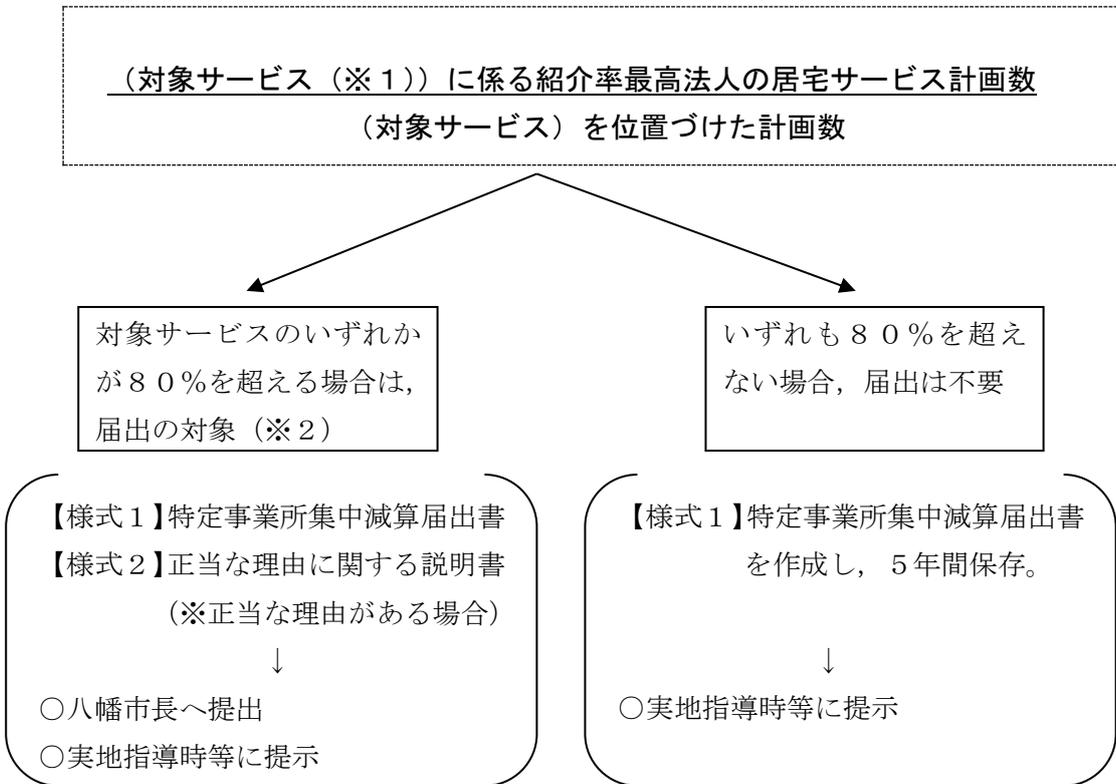
郵送または持参により提出してください。

※郵送の場合、締切日消印有効

担当：八幡市健康福祉部高齢介護課  
地域支援係  
TEL: 075-983-5471(直通)  
FAX: 075-972-2520  
E-mail: koreikaigo@mb.city.yawata.kyoto.jp

## 計算方法及び提出書類について

<※次頁に計算例>



- ※1 対象サービスは、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護です。  
平成30年4月1日以降に作成した居宅サービス計画については、地域密着型通所介護を通所介護に含んで算出していただいて構いません。
- ※2 正当な理由に該当する場合であっても、必ず届出の提出が必要になりますので、十分注意してください。

(計算例)

判定期間内に訪問介護を位置づけた計画数が11件の場合

計画	利用者	事業所名	法人名	法人カウント
1	Aさん	エ	□	□法人 1件
2	Bさん	イ ウ	△ △	△法人 1件
3	Cさん	ア ウ	○ △	○法人 1件 △法人 1件
4	Dさん	ア	○	○法人 1件
}	}	}	}	}
11	Kさん	ア	○	○法人 1件
11 (総計画数)				○法人 9件 (紹介率最高法人) △法人 2件 □法人 1件

○法人開設：ア事業所  
△法人開設：イ事業所，ウ事業所  
□法人開設：エ事業所

9件（訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数）

11件

（訪問介護を位置づけた計画数）

= 81.81...%

#### ※計算上の留意事項

- ①「〇〇を位置づけた計画数」（=分母）は，利用者1人につき1件となります。居宅サービス計画にサービスが位置づけられても，利用実績がない月は算定から除きます。
- ②「〇〇に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数」（=分子）は，同一サービスについて，2箇所以上の事業所を利用する居宅サービス計画を作成し，それらの事業所を同一法人が開設する場合は1件とします。
- ③介護予防支援は計画数に含みません。
- ④計算結果は，小数点以下の端数処理を行わず，「80%」を超えるか判定をしてください。

(例) 81.8181...% → 減算

80.0...% → 減算にならない